

高知県

高齢者保健福祉計画

第7期介護保険事業支援計画

～県民誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし

続けることのできる高知県を目指して～

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

高 知 県

はじめに

本県の高齢者保健福祉行政につきましては、その目指すべき方向性を定めた「高知県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」に基づき、高齢者の方々が元気な時も、また、介護が必要な状態となっても、尊厳を持って、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らし続けることができる地域づくりを目指した取組を進めてきました。

本県の高齢者を取り巻く環境は、人口の減少や高齢化・核家族化などの進行により、高齢者夫婦のみの世帯や高齢単身世帯の割合が増加するとともに、中山間地域では、少子高齢化に伴う過疎化が急速に進行し、これまで地域が担ってきた支え合いの力も弱まってきています。

こうした状況の中で、高齢者の方々が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

このため、今期の計画では、地域の実情に応じた介護予防のしくみづくりや生活支援サービスの充実、円滑な在宅生活への移行に向けた医療と介護の連携、職場環境の改善による安定的な介護人材の確保・定着促進、認知症の人と家族への支援など、必要な見直しを行いました。

また、平成30年2月に改訂をいたしました第3期「日本一の健康長寿県構想」バージョン3の中でも、こうした取組などを重点事業として位置づけ、本人の意向に沿ってQOLを向上させることを目指して、地域の医療・介護・福祉などの資源を、切れ目のないネットワークでつなぐ「高知版地域包括ケアシステム」の構築を目指すこととしております。

高知に住んでよかったと思える「日本一の健康長寿県」を目指し、本計画と第3期「日本一の健康長寿県構想」を着実に推進してまいりますので、「高知家」の皆様には、これまで以上のご協力とご参加をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたりまして、ご尽力いただきました高知県高齢者保健福祉推進委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

高知県知事

尾崎 正直



目 次

第1章 計画作成の趣旨等

1 法令等の根拠	2
2 計画の性格と位置づけ	2
3 作成の趣旨	3
4 計画の期間	3
5 計画の作成体制	4
6 計画の進行管理	4
7 保健福祉圏域の設定	4

第2章 高齢者等の現状と将来推計

第1節 高齢者等の現状と将来推計

1 高知県の地域特性	6
2 人口構造	7
3 高齢者人口と高齢化率の将来推計	9
3-1 長期推計（平成30年～平成52年）	9
3-2 計画期間（平成30年度～平成32年度）	9
4 高齢者のいる世帯の状況	10
5 高齢者のいる世帯の住居の状況	11
6 高齢者の就業状況	12
7 後期高齢者医療費の状況	13
8 高齢者等の受診状況、疾病構造等	14
9 健康寿命の状況	16

第2節 介護保険等の現状と将来推計

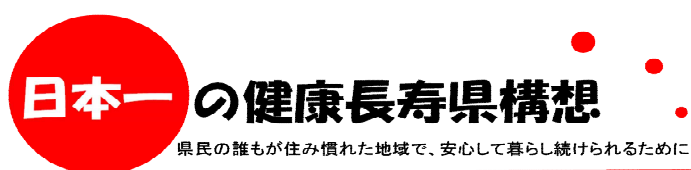
1 被保険者	17
2 要介護認定者	19
3 介護サービスの利用状況等	22
3-1 介護サービスの利用状況	22
（1）介護サービスの現状	22
（2）介護サービスの課題と今後の方向	24
3-2 居宅介護サービス	25
（1）居宅介護サービスの現状	25
（2）居宅介護サービスの課題と今後の方向	26
（3）居宅介護サービスの利用状況と将来推計	27
① 訪問系サービスの利用状況と将来推計	27
② 通所系サービスの利用状況と将来推計	31
③ 短期入所系サービスの利用状況と将来推計	34
④ 特定施設入居者生活介護（地域密着型を除く）の利用状況と将来推計	36
⑤ 福祉用具・住宅改修・居宅介護支援の利用状況と将来推計	38

3-3	施設介護サービス	
(1)	介護保険施設の整備状況	40
(2)	施設介護サービスの利用状況	41
(3)	施設介護サービスの課題と今後の方向	43
①	新たな施設整備	43
②	療養病床の再編成	43
③	個室・ユニット型施設の整備	44
(4)	施設介護サービス量等の将来推計	45
3-4	地域密着型サービス	
(1)	地域密着型サービスの現状	47
(2)	地域密着型サービスの課題と今後の方向	48
(3)	地域密着型サービスの将来推計	49
3-5	地域支援事業	
(1)	地域支援事業の現状	56
(2)	地域支援事業の課題と今後の方向	56
(3)	地域支援事業に要する費用額の将来推計	57
4	介護給付等適正化の推進	
4-1	介護給付適正化（第4期高知県介護給付適正化計画）	58
4-2	介護保険制度の普及・啓発	62
5	生活支援関係施設サービス	
5-1	養護老人ホーム	63
5-2	軽費老人ホーム	64
5-3	老人福祉センター等	65
5-4	有料老人ホーム	66
5-5	サービス付き高齢者向け住宅	67
第3章	高齢者保健福祉施策とその推進	
第1節	計画の基本的な考え方	69
第2節	地域包括ケアシステムの構築	
1	介護予防の推進と生活支援サービスの充実	71
2	地域包括支援センターの機能強化	76
3	生活習慣病予防の推進	78
4	医療と介護の連携	82
4-1	医療・介護・福祉のネットワークづくりの推進	82
4-2	在宅医療の充実	84
5	認知症の人と家族への支援	87
6	高齢者の日常を支えるしくみづくりの推進	93
6-1	地域での支え合いのしくみづくりの推進	93
6-2	地域の担い手づくりの推進	97
6-3	移動手段の確保	99
7	高齢者の住まいの確保と普及	100

8 中山間地域のサービス確保対策	102
第3節 介護サービスの質の確保・向上	
1 介護人材の確保・定着促進	106
2 サービス事業者の質の向上	111
第4節 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	
1 生きがいづくり活動等への参加促進	113
2 地域での支え合いへの積極的な参加の促進	115
3 高齢者の能力を活用した高齢者雇用の促進	116
第5節 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	
1 高齢者虐待の防止	118
2 高齢者の権利擁護の推進	120
3 介護知識や技術の普及・啓発	122
4 ひとにやさしいまちづくりの推進	123
5 安全対策の推進	124
5-1 交通安全対策	124
5-2 消費者保護と犯罪の被害から高齢者を守る対策	126
第6節 南海トラフ地震等災害対策	
1 社会福祉施設等における防災対策の推進	128
2 要配慮者の避難支援対策の推進	130
<附表>	132

第1章

計画作成の趣旨等



第1章 計画作成の趣旨等

1 法令等の根拠

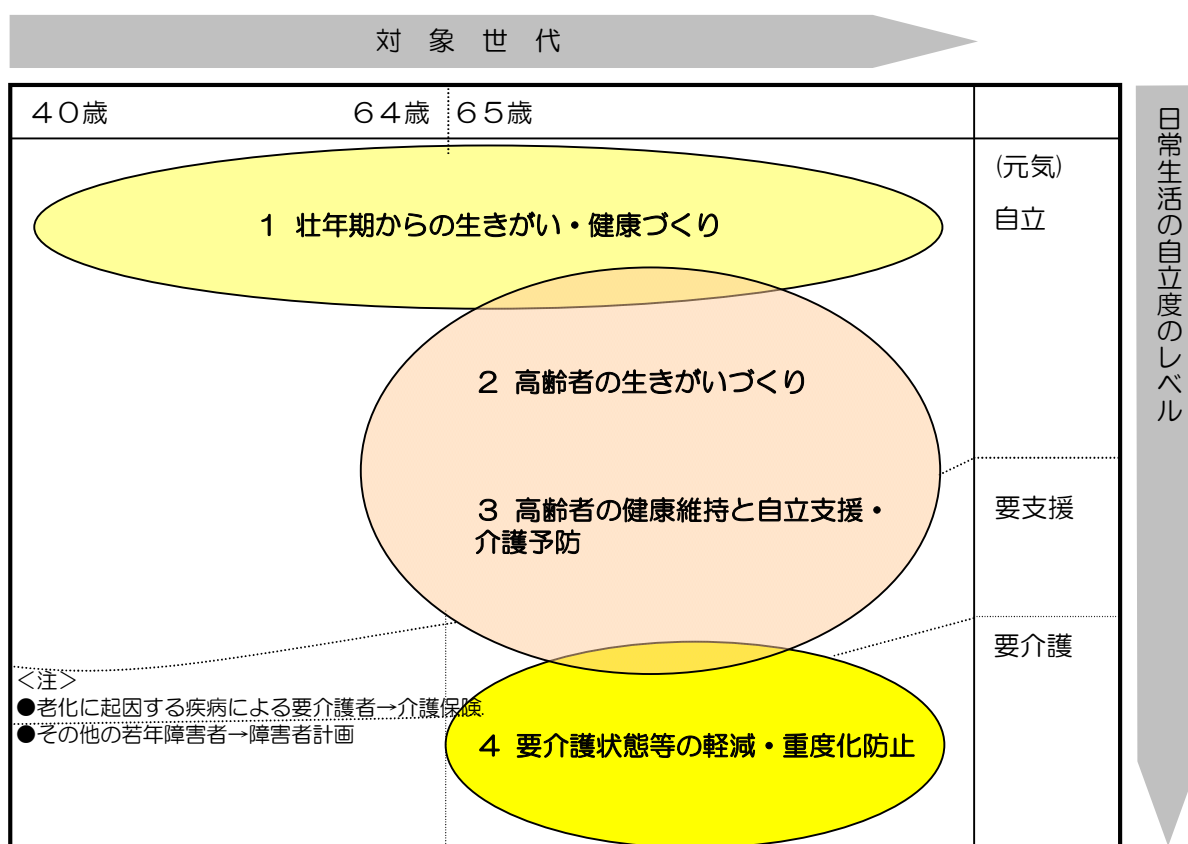
この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づく法定計画です。

- 高齢者保健福祉計画・・・老人福祉法第20条の9（老人福祉計画）
- 介護保険事業支援計画・・・介護保険法第118条

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための「高齢者保健福祉計画」と、市町村の介護保険事業計画の達成を支援するための「介護保険事業支援計画」を一体的に作成し、県の指針とする計画です。

また、「日本一の健康長寿県構想」、地域福祉を推進するための県の指針となる「高知県地域福祉支援計画」や医療の効率的な提供を推進するための「第7期高知県保健医療計画」、県民の健康増進を図るための「よさこい健康プラン21（第4期高知県健康増進計画）」等との整合性をとりながら策定しています。



3 作成の趣旨

高齢者を取り巻く環境は、急速な高齢化や少子化、核家族化の進行、厳しい経済情勢など大きく変化しており、高齢者のニーズも多様化してきたことから、平成12年4月には社会全体で支え合うしくみとして介護保険制度が導入され、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、効率的に提供されるようになりました。

しかしながら、県内ほとんどの地域で、今後も高齢化や過疎化が進んでいくなか、中山間地域における介護サービス提供基盤の確保や地域における訪問診療、訪問看護を担う医師・看護師の確保、介護ニーズの増加に対応した介護人材の養成・確保、地域での高齢者の日常生活における支え合いのしくみづくり、南海トラフ地震への備えなどさまざまな課題があります。

こうしたなかで、国から示された第7期介護保険事業計画の基本指針では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、第5期・第6期計画で地域の実情に応じて段階的に構築してきた、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくこととされています。

この基本指針を受けて、今後、市町村は、主体となって、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組や、医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取組により地域包括ケアシステムを深化・推進していくことになります。

今期の計画では、本県が平成28年2月に策定した第3期「日本一の健康長寿県構想」に掲げる、県民誰もが住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らし続けることのできる高知県を目指して、2025年の介護需要等も踏まえ、必要な在宅、施設等の介護サービスを確保するとともに、介護予防や生活支援サービスの体制整備など、地域包括ケアシステムの推進に向けた市町村の取組への支援等を中心として計画の見直しを行い、高齢者の心豊かな人生を支援していこうとするものです。

4 計画の期間

計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

5 計画の作成体制

この計画は、県内の学識経験者、保健、医療、福祉、地域活動団体の専門家など県民の代表で構成する「高知県高齢者保健福祉推進委員会」の意見を反映するとともに、市町村計画との調整を図りながら作成しました。

6 計画の進捗管理

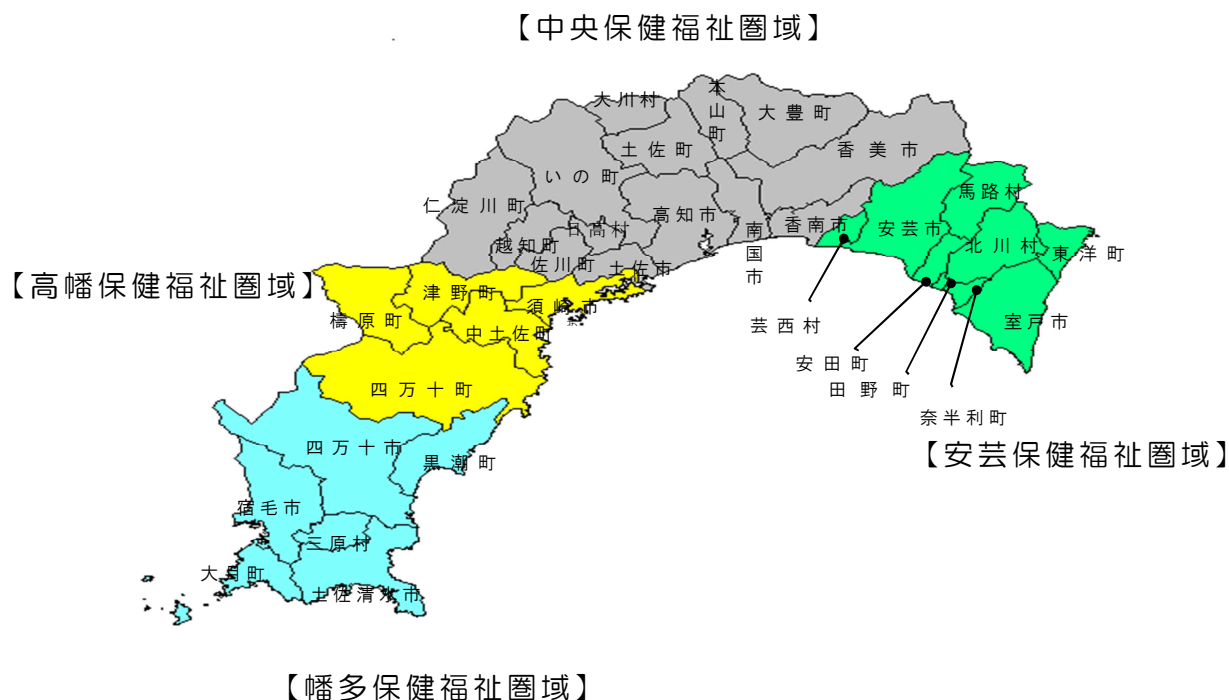
この計画に基づいて、総合的な高齢者保健福祉施策を着実に推進するため、市町村や関係団体等と連携しながら、計画の進捗状況等の点検・評価を行うとともに、課題への対応方策について、市町村をはじめとした各関係機関と協議するなどの進捗管理を行っていきます。

また、介護保険法第118条第2項第3号に基づき、自立支援・重度化防止や介護給付等の適正化に向けた市町村の取組への支援に関して目標を定め、その達成状況について評価を行います。

7 保健福祉圏域の設定

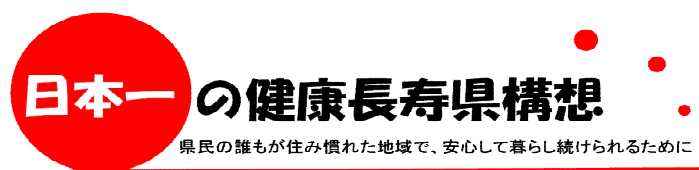
この計画では、保健福祉サービスの水準の確保や介護保険の対象となるサービス量の見込みを定めるための単位として、安芸、中央、高幡、幡多の4つの保健福祉圏域を設定します。

この保健福祉圏域は、保健、医療、福祉の連携を図るため、「第7期高知県保健医療計画」の二次保健医療圏と合致させています。



第2章

高齢者等の現状と将来推計



県土の83.6パーセントを森林が占め、人口密度は全国平均と比べると約3分の1となっており、過疎市町村の割合は約1.8倍になっています。

高齢者の人口割合は全国第2位であり、高齢単身世帯の割合は全国第1位、高齢夫婦世帯の割合は全国で第11位となっています。

本県の人口当たりの病床数は全国第1位で、全国平均の約2倍となっています。

また、県民所得は全国平均の86.0パーセントと低く、全国第39位となっています。

ø!Ö" !ù!• L!ž !Z ¼ Î / è L!Á "S!—† !Ž & ó!• W÷ Ä!• L!Á Š ™!– F!† !Ž !±!• ![
{ ð"] ...; - !• ; ó ô / ° \$) 0 G? !d ...; c !• μ ž !đK î f ¼ â | > o!Ö" " !ý
...; c 4 "L
Wk ~ á m !Z Wk ¥ ò m !• ; ó ô / ° \$) 0 î | æ ù ½ Đ î f ¼ È ~ ..."L
!CE!• Â ô / ° \$* 0 G? !d Ä | !• | r & Å !đK W÷ Ä È ~ â "L

